料金等定義書
（つつじプラン２料金）

２０２６年4月1日

館林瓦斯株式会社

１．適　用

この料金等定義書は、この料金等定義書の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

２．料金等定義書の変更

当社は、この料金等定義書を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の料金等定義書によるものとします。

３．用語の定義

（１）「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に、消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、及び地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に、地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（２）「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この料金等定義書においては１０％といたします。

４．適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの料金等定義書の適用を申し込むことができます。

（１）不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

（２）料金を、当社が指定する口座振替、又は、当社が指定する銀行口座への払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただけること。

５．適用の開始および再適用制限

（１）お客さまは、本料金等定義書を承諾のうえ、当社に適用を申し込んでいただきます。
なお、本料金等定義書の適用は、当社が申し込みを承諾した時点から開始いたします。

（２）お客さまが、本料金等定義書の適用を終了し、他の料金メニューへ変更した後、再度同一需要場所で本料金等定義書の適用を申し込む場合、その適用開始の希望日が過去の適用終了日又は料金メニュー変更日から１年に満たないときは、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

６．使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日及び当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に適用終了を行った場合には、当該月の検針日及び適用終了を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

７．料　金

（１）当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して２５日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を３パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

（２）当社は、別表２の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。

８．単位料金の調整

（１）当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表２（１）の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表１（３）のとおりといたします。

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（１立方メートルあたり）
＝基準単位料金＋０．０７８円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（１立方メートルあたり）
＝基準単位料金－０．０７８円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（備　考）
上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨て。

（２）（１）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①　基準平均原料価格（トンあたり）
８２，７１０円

②　平均原料価格（トンあたり）
別表１（３）に定められた各３か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し、１０円単位といたします。）及びトンあたりＬＰＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算定式）
平均原料価格
＝トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９３３０
＋トン当たりＬＰＧ平均価格×０．０７３１

（備　考）
トンあたりＬＮＧ平均価格及びトンあたりＬＰＧ平均価格は、当社窓口に掲示いたします。

③　原料価格変動額
次の算定式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算定式）
イ．平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
ロ．平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９．その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付　則

１．本料金等定義書の実施期日

本料金等定義書は、令和８年４月１日から実施いたします。

（別　表）

１．料金及び消費税等相当額の算定方法

（１）早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

（２）従量料金は、基準単位料金又は８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（３）調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（４）早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切捨て）

① 早収料金に含まれる消費税等相当額 ＝ 早収料金 × 消費税率 ÷（１＋消費税率）

② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 ＝ 遅収料金 × 消費税率 ÷（１＋消費税率）

２．料金表（消費税等相当額を含みます。）

（１）基本料金・基準単位料金（１立方メートルにつき）

	主な需要対象	基準単位料金	基本料金
A群	使用量 3，３００㎥まで	１９７．５３ 円	９９５．５０ 円
B群	使用量 3，３００㎥をこえ5，３００㎥まで	１２６．３０ 円	２２，５３９．００ 円
C群	使用量 5，３００㎥をこえ7，３００㎥まで	１２５．２０ 円	２８，３６９．００ 円
D群	使用量 7，３００㎥をこえる	１２４．１０ 円	３６，３９９．００ 円

（２）調整単位料金

（１)の基準単位料金をもとに８の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。